

平成22年7月20日
第2198号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則（35・医務薬事課）…………… 1
- 告 示
- 林業種苗の生産事業者の登録に係る講習会の開催通知（361・森林整備課）…………… 1
- 保安林の指定の予定（362・森林整備課）…………… 1
- 保安林の指定の解除（363・山本地域振興局農林部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（364・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3
- 保安林の指定の解除（365・秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 建設業の許可の取り消し（366・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 3
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 4
- 公の施設の指定管理者の募集（港湾空港課）…………… 4
- 公の施設の指定管理者の募集（建築住宅課）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 8
- 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催（12・教育庁総務課）…………… 8

規 則

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月二十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十五号

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

秋田県立衛生看護学院学則（昭和五十四年秋田県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「の学校」を「の大学又は同条第二号の学校」に改め、「又は」の下に「同条第三号の」を加え、「（同条第二号の養成所をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第361号

林業種苗法（平成19年3月30日法律第8号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産事業者の登録に係る講習会の開催について、告示する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 講習会の開催日時 平成22年8月26日 午前9時30分から
- 2 受講願書受付期間 日曜日及び土曜日を除く平成22年8月2日から同月10日までの期間、県各地域振興局農林部森づくり推進課へ
- 3 講習会の開催場所 秋田市河辺戸島字井戸尻台47番地2 県森林技術センター

秋田県告示第362号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第2項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐竹敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
湯沢市		川連町	大平	2番1	21,321	6.6354	5.6994	公衆の 保健
〃		〃	〃	4番	36,211	2.9786	2.9057	
〃		駒形町	八面狼ヶ沢	18番1	116,913	12.0050	3.8290	
〃		〃	〃	18番4	94,736	5.4131	1.5972	
〃		〃	八面寺下谷地	22番3	6,122	0.6122	0.6122	
〃		〃	〃	22番5	1,102	0.1102	0.1102	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採すること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

に供する。)

秋田県告示第363号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積 見 込 み (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	見 込 み (ヘクタ ール)				
山本郡	三種町	下岩川	根小屋 沢	29番 19	34,810	3.4810	3.4810	0.1215	干害の 防備	ダム用 地とす るため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに三種町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第364号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年7月8日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社吉田板金店
男鹿市角間崎字下屋長根23番地の2
取締役 吉 田 喜 継
秋田県知事許可（般-17）第5360号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年7月8日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
秋田市		浜田	西出小 屋	108番 11	99	0.0099	0.0099	0.0099	風害の 防備	公共施 設用地 とする ため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第366号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年7月9日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
鶴沼板金加工所
湯沢市清水町六丁目1番8号
鶴 沼 敬 蔵
秋田県知事許可（般-17）第5596号
- 3 処分の内容

屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年7月8日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 あきた地域資源ネットワーク

3 代表者の氏名

白 石 建 雄

4 主たる事務所の所在地

秋田市新藤田字高梨台34番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県および北東北3県において、多様な地域資源の発掘・活用・評価に関する事業を行い、地域の人材力強化および育成に寄与することを目的とする。

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

大館能代空港周辺ふれあい緑地（以下「ふれあい緑地」という。）

(2) 所在地

北秋田市脇神字奥小ヶ田116番地1

(3) 設置目的

大館能代空港周辺の緑地の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(4) 規模等

敷地面積約125,000平方メートル

(5) 主な施設

センターハウス、屋外ステージ、テニスコート、クロスカントリースキー場、多目的広場、展望広場

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) ふれあい緑地の維持管理に関する業務

(3) その他知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 秋田県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。

イ 公園施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。

ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は、次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできないものであること。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とするものであること。

- (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うものであること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定の期間に係る年度ごとのふれあい緑地の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 公園施設又はこれに類する施設の管理に関する管理実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がない旨の証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設交通部港湾空港課調整・空港班（電話番号018-860-2541）
- (3) 提出期限
平成22年9月21日（火）午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 建設交通部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月20日（火）から同年9月21日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までの間、交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成22年7月27日（火）午後1時
- (2) 場所
北秋田市脇神字奥小ヶ田116番地1 ふれあい緑地会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(7)に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) ふれあい緑地の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。
- (4) ふれあい緑地の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (5) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (6) 詳細は、募集要項による。
- (7) 問い合わせ先
秋田県建設交通部港湾空港課調整・空港班（電話番号018-860-2541）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県営新屋住宅	秋田市新屋栗田町
県営大野住宅	秋田市大住一丁目、大住二丁目
県営手形山一号住宅	秋田市手形山西町
県営手形山二号住宅	秋田市手形山西町
県営松崎住宅	秋田市下北手松崎字大沢田、字大巻
県営御野場住宅	秋田市御野場七丁目、御野場新町一丁目
県営イサノ住宅	秋田市八橋イサノ二丁目
県営桜ガ丘住宅	秋田市桜ガ丘四丁目
県営土崎港住宅	秋田市土崎港相染町字中谷地
県営旭南住宅	秋田市旭南一丁目
県営南ヶ丘住宅	秋田市上北手猿田字四ツ小屋、上北手百崎字諏訪ノ沢
県営船越内子住宅	男鹿市船越字内子
県営追分長沼住宅	潟上市天王字北上野、字長沼
県営矢留改良住宅	秋田市千秋矢留町
県営新屋改良住宅	秋田市新屋栗田町
県営将軍野改良住宅	秋田市土崎港北二丁目
県営手形山一号特定住宅	秋田市手形山西町

(2) 設置目的

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 規模等

17団地197棟1,975戸

(4) 主な施設

住宅、集会所、駐車場、児童遊園

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 団地敷地の管理
- (2) 県営住宅及び共同施設等の団地敷地内にある全ての施設の維持管理に関する業務
- (3) 入居者の公募に関する業務
- (4) 入退去及びこれに付随する業務
- (5) 収入申告及び家賃決定に付随する業務
- (6) 入居者の保管義務に関する業務

- (7) 県営住宅使用料、入居者敷金及び県営住宅駐車場使用料の収納業務
- (8) その他、県営住宅等の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間（指定期間）
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格等
- (1) 申請をする団体に必要な資格
- ア 県内に主たる事務所を置く団体であること。
- イ 申込日現在で1,000戸以上の賃貸住宅の管理実績を有している団体であること。
- ウ 指定期間中、一級又は二級建築士1名以上が常勤で在籍すること。
- (2) 申請をすることができない団体
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- イ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けている団体
- ウ 申請の日において、破産又は再生若しくは更正の各手続が開始されている団体
- エ 法人県民税及び法人事業税を滞納している団体
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成員の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- 5 共同事業体による申請
- (1) 複数の団体が、共同事業体を結成して応募する場合は、当該共同事業体で協定を締結して代表団体を定め（権限の委任）、団体が申請手続きを行うこと（他の団体は構成員）。
- (2) 団体は、単独で申し込むことと共同事業体の構成員となって申し込むことの併願ができず、また、複数の共同事業体において同時に構成員となって併願することもできない。
- (3) 共同事業体の全ての構成員は、4に定める資格を充たしていなければならない。ただし、4(1)イ及びウの資格は、共同事業体として充たしていればよい。
- 6 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体又は共同事業体は、申請書に次に掲げる書類を添えて持参して申請すること。
- ア 県営住宅等の管理に係る事業計画書及び収支予算書（収支予算書は平成23年度から平成27年度について年度ごとに作成すること。）
- イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の直近2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 納税証明書（法人県民税及び法人事業税）
- オ 概要調書及び賃貸住宅管理実績調書
- カ 共同事業体協定書（共同事業体で申請する場合）
- (2) 提出場所
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設交通部建築住宅課公共住宅班（電話番号018-860-2563）
- (3) 提出期限
平成22年9月21日（火）午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 7 選定の方法、基準及び時期
- (1) 建設交通部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体又は共同事業体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年10月上旬頃に行い、その結果は書面により通知するとともにホームページに公表する。
- 8 募集要項の交付

6(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月21日（水）から同年9月21日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

9 説明会

(1) 日時及び場所

平成22年7月29日（木）午後2時 秋田地方総合庁舎5階第6会議室

(2) その他

説明会への参加を希望する団体又は共同事業体は、平成22年7月28日（水）正午までに10(5)記載のアドレスに電子メールで参加申し込みすること。

10 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県営住宅等の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用は年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(4) 詳細は募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県建設交通部建築住宅課公共住宅班（電話番号018-860-2563、E-mail:kjkanri@mail2.pref.akita.jp）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町荷上場字館の下山根18番地

高 橋 勝 利

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第12号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年7月20日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1 日時

平成22年7月22日午後2時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

(1) 教育委員会に提出する申請書等のあて先表記の変更に伴う関係規則の整理に関する規則案について

(2) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

(3) その他

発 行 者 秋 田 県
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄